

# 社会的起業促進のあり方について

2017年12月13日

**Hello, Future!**



# 目次

---

1. 本報告の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 社会的事業の認証等に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 9
3. 社会的事業の認証等についての日本での応用・・・・・・・・ 22
4. 社会的事業に対するその他の様々な支援のあり方・・・・・・・・ 28

# 要 約

- 新経済連盟は、2017年4月27日の提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」において、社会的事業による社会的課題の解決を促進していくため、公益法人制度の改革等とともに、①高い社会的インパクトを生んでいる法人の認証制度等を設けることにより、当該法人に対し、社会的インパクトを目的とした資金を呼び込みやすくすること、②社会的投資の促進税制等のインセンティブが必要であること、を指摘
- これらの検討に資するため、参考となり得る諸外国の制度等を整理。その結果、日本における検討に当たって以下の示唆
  - ✓ 国等によるもの、民間による自発的なものも含め、まずは社会的事業の認証制度が複数存在する状態を目指し、その上で、それらを前提とした税制優遇等のインセンティブを検討してはどうか
  - ✓ その際、社会的課題は極めて多様であり、かつ地域状況等によっても変わり得るものであることから、「社会的事業」自体の定義は幅広く読み込めるものとする必要
  - ✓ 税制優遇等のインセンティブについては、特に支援が必要となる対象に重点的な支援が可能となるよう、外形的基準を置くこととしてはどうか
- 社会的起業の促進のためには、上記のほか、様々な形態による支援（社会的課題の解決に向けたコンペティション、資金の出し手と受け手等をつなぐプラットフォームの構築等）も必要であり、これらを整理

# 1. 本報告の趣旨

# 本報告の趣旨

- 新経済連盟では、2017年4月27日の提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」において、社会的事業による社会的課題の解決を促進していくため、公益法人制度の改革等とともに、
  - ✓ 高い社会的インパクトを生んでいる法人（営利・非営利）の認証制度等を設けることにより、当該法人に対し、社会的インパクトを目的とした資金を呼び込みやすくすること
  - ✓ また、そうした資金供給を促進するため、社会的投資の促進税制等のインセンティブが必要であること

を指摘

- 上記の論点に関しては、与党や政府でも活発に議論が進んでいるところ  
(注) 自民党 社会的事業に関する特命委員会 第一次提言ほか（参考資料参照）
- こうした議論をさらに促進していく観点から、参考となりうる諸外国の制度や民間企業の取組について整理
- なお、本報告は上記を中心的な論点としているが、資金の出し手となりうる公益財団について、制度上の制約から、社会的事業に対する中長期的な資金・経営支援が行いづらくなっていることは上記提言でも示したとおりであり、公益法人制度の改革についても議論が進んでいくことを期待

# (参考) 与党・政府における社会的事業に関する議論

自由民主党 社会的事業に関する特命委員会 第一次提言（要点）  
～ソーシャルベンチャー市場（社会的事業）の拡大に向けて～  
（2017年5月23日）（抜粋）

## 1. 現状認識と課題

(1) 高齢化や地方創生など、我が国は世界有数の社会的課題先進国。こうした社会的課題を、事業性と社会性を両立させつつ、民の力で解決しようとする新たな社会的事業の育成は成長力の重要な源泉。特に、補助金ありきではなく独力で社会的投資を呼び込める、**明確な事業モデルと堅実な事業管理（ガバナンス）を持った社会的事業の実施主体（ソーシャルベンチャー）の育成が急務。**

## 2. 対応策／提言

(1) 機動的な事業運営の確保など事業性を阻害せず、その**事業の社会性に対する周囲からの認知を高め、協力を得られやすくする仕組み**を、行政リード型／民間リード型、双方のソーシャルベンチャーを念頭に置きつつ、様々な角度から試行的に実施。

① **民主導の事業が持つ社会性への、民主導による柔軟な認定手法の試行的実施**

②、③ （略）

(2) **社会的投資を広げるための投資家側へのインセンティブ付与方法の検討**

# (参考) 与党・政府における社会的事業に関する議論 (つづき)

まち・ひと・しごと創生基本方針2017  
(2017年6月9日 閣議決定) (抜粋)

## III. 各分野の施策の推進

### 1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ① 一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくり

#### 【具体的取組】

#### ◎社会的事業を巡る環境整備

- 明確なビジネスモデルと堅実な事業ガバナンスによって民間の資金を呼びこめるような持続可能な社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーを広めることを通じ、地域の多様な社会的課題を解決するための環境を整備する。
- そのため、・・・②事業の社会性を認知するための仕組みの整備・・・等に取り組む。具体的には、平成29年度中に以下の取組を開始する。

#### 1. (略)

2. 民間からのアプローチ、行政からのアプローチ、裨益する関係者間自らで支え合うアプローチなど、様々な角度から、事業の社会性に対し、幅広く認知を得るための以下の取組に着手する。

第一に、地域の社会課題に取り組む民間の事業について、その事業の社会性への認知を高めるような、民間主導による柔軟な認定手法の確立に向けた、試行的な取組への支援。

# (参考) 与党・政府における社会的事業に関する議論 (つづき)

## 未来投資戦略2017 – Society 5.0の実現に向けた改革 – (2017年6月9日 閣議決定) (抜粋)

### 第2 具体的施策

#### II Society 5.0に向けた横割課題

##### A. 価値の源泉の創出

#### 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### vi) ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速

- 社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーの活性化や効果的な活用の促進に向けた支援等の在り方を検討する。

## 経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～ (2017年6月9日 閣議決定) (抜粋)

### 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

#### 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

##### (1) 地方創生

地方におけるソーシャルベンチャーの振興や、効果的な活用を促す。

#### 5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

##### (3) 共助社会・共生社会づくりに向けた取組

成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取組の推進やNPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。

## 2. 社会的事業の認証等に関する 基本的な考え方

# 基本的な考え方

- 議論の大前提として、
  - ① 法人格自体
  - ② 社会的事業としての認証の有無
  - ③ 税制優遇等インセンティブの有無は、本来的にそれぞれ別個のもの。
- すなわち、法人格自体は営利法人、非営利法人等の大括りの分類があるほか、それらの中にも様々なバリエーションがある（例えば、日本でも営利法人の中には株式会社、合同会社などがあり、また非営利法人の中には、NPO法人、公益法人などがある）が、これらの法人格自体は相互に排他的（同時に二つの法人格を備えた法人は存在しない）
- 他方、社会的事業としての認証は、必ずしも法人格に密着していなければならないわけではなく、前回提言（2017.4.27）でも述べたとおり、営利法人・非営利法人の別を問わず、社会的事業として認証を行い得る。そのほか、認証の対象は必ずしも法人単位とは限らず、その他のもの（ファンド等）を認証対象とすることもあり得る。
- また、税制優遇等のインセンティブについても、何に着目してインセンティブの対象とするかは様々でありえ、必ずしも特定の法人格や特定の認証と、特定の税制優遇等が一对一に対応しなければならないわけではない。

# 基本的な考え方（つづき）

- こうした前提に立った上で諸外国等の関連制度を見ると、以下のように整理が可能であると思われる。
  - ① 社会的事業の促進等、特定の政策目的のため、新たな法人格として整備されたもの（これについては、この法人格を得ていること自体が、社会的事業として認知されるベースともなっている（実質的に認証の役割も持っている））
  - ② 様々な法人格を対象とした、事業の社会性の認証制度（税制優遇等のインセンティブが伴うもの）
  - ③ 様々な法人格を対象とした、事業の社会性の認証制度（税制優遇等のインセンティブを伴わないもの）
  - ④ 法人以外のものを対象とした、事業の社会性の認証制度

# 各種制度のレイヤー別整理

前ページ①～④の別

①

②

③

④

法人格等の  
レイヤー

独立した法人格

様々な法人格

(法人以外)

社会的事業  
としての認証の  
レイヤー

(実質的に認証の  
役割も持つ)

社会的事業としての認証

税制優遇等  
インセンティブ  
のレイヤー

税制優遇等  
インセンティブ  
有り

税制優遇等  
インセンティブ  
有り

税制優遇等  
インセンティブ  
無し

制度事例

- ✓ Low Profit Limited Liability Company (L3C) (p.16)
- ✓ Community Interest Company (CIC) (p.17)

- ✓ Société d'Impact Sociétal (SIS) (p.18)

- ✓ B Corp (p.19)
- ✓ Benefit Corporation (p.20)

- ✓ European Social Entrepreneurship Funds (EuSEF) (p.21)

(注) 表中のページ番号は、各制度に係る詳細情報の記載ページを示す。

# 基本的な考え方（つづき）

- 上記のうち①については、高い社会的インパクトを生む営利法人が存在していることにかんがみ、従来から存在していた非営利組織とは別に、営利的な事業をいつつ社会的事業を実施し得る主体として新たに制度を整えたものであり、従来の非営利組織に比べ、柔軟性の高い制度となっている。
- 上記のうち②及び③については、認証によって認証対象の社会的評価を高め、投資等を呼び込みやすくしたり、その提供する財・サービスがより市場で選択されやすくすることを企図しているもの。これらのうち、③については、認証を前提に更に税制優遇等の対象とすることで、より直接的に投資等を呼び込みやすくしているもの。なお、③の中には純粹に民間の制度も含まれている。
- 上記のうち④については、法人自身ではなくその他のものを認証対象としているものであり、現状ではファンドを対象とした認証制度が存在している。認証によって認証対象の社会的評価を高め、投資等を呼び込みやすくすることを企図している点は、上記②及び③と同様。

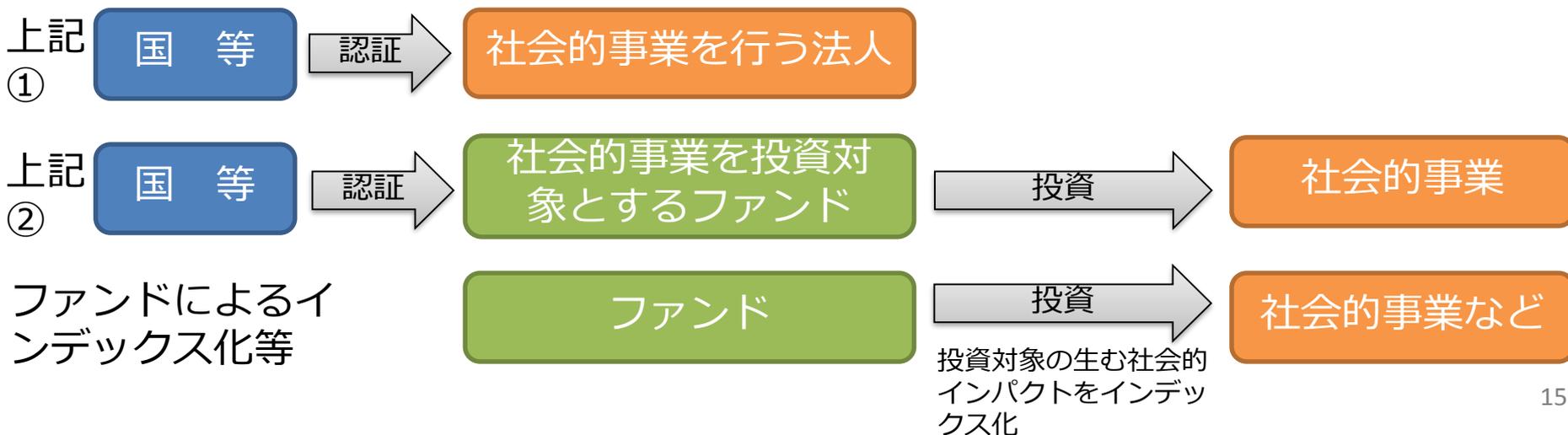
# 基本的な考え方（つづき）

- これらの制度の中で、**認証等の対象となる「社会的事業」の要件**については、①事業の態様が特定の性質を満たすもの（社会的弱者に対する財・サービスの提供等）、②事業の態様のほか、事業がコミュニティーや環境に及ぼす影響等を総合的に評価するもの、などがあるが、いずれも、
  - ✓ **特定の事業分野に限定していない、**
  - ✓ **特に上記①の判断等を行うに当たって、必ずしも厳格な基準を置いているものではなく、比較的緩やかなもの**となっている、ことが特徴。
- その上で、**税制優遇等を伴うもの**については、上記の「社会的事業」としての要件のほか、**配当等の資産分配に制限を設け、収益が社会的事業に再投資される仕組み**となっていることが特徴。
- ここで、各認証制度には民間のものもあり、各制度が対象とする「社会的事業」の要件も同一ではないことから、法人によっては複数の認証を同時に受けることもあり得る点に留意。

# 基本的な考え方（つづき）

- なお、上記のように、
  - ① 国等が特定の法人を認証する制度、
  - ② 国等が社会的事業に投資を行う特定のファンドを認証する制度、のほか、ファンド自体が投資対象の生む社会的インパクト等をインデックス化等することで、投資家に対してファンドの投資対象選定の考え方を明確化する試みがみられる。
- こうしたファンド自体の試みについても、認証制度そのものではないものの、投資対象の社会的評価を高めるという意味では実質的に認証制度に準ずる効果を持つものだと考えられ（例えば、このインデックスが特定の数値以上のものを、認証を受けたものと同等だとみなすことが可能）、こうしたものの普及も促進していく必要。

## 様々な認証のパターン（イメージ）



# (参考) Low Profit Limited Liability Company (L3C)

国 等	アメリカ (州単位)
経緯等	慈善・教育関連の目的の推進のため設立される有限責任法人の制度として、2008年にバーモント州で制定 (独立した法人格)
要件	事業関連投資 (PRI: Program Related Investment) 基準への合致 (慈善的目的のため活動、利益創出を主要目的としない、政治・立法活動に従事しない)
法人格付与の主体・手続	—
法人格に伴う制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (各州による) 出資者・活動に関する年次報告書の提出</li> <li>➢ 収益の8割を事業に再投資</li> <li>➢ (PRIに該当するかどうかについては) 内国歳入庁による異議申立てがあり得る</li> </ul>
法人格に伴う恩典	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社会的企業としてのブランドイメージ</li> <li>➢ 民間の助成財団 (private foundation) が税制優遇を受けるに当たっての慈善目的支出要件を満たす支出先 (PRI) として適格 (間接的な意味での税制優遇)</li> </ul> <p>* 米国の民間助成財団が税制優遇を受けるに当たっては、毎年、その資産額の5%以上を慈善目的に支出しなければならないとされており、L3Cへの支出は、当該要件を満たすものとして扱われる。</p>
数	8州で約1,300社

(出典) 新経済連盟提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」、2017年4月27日  
 経済産業省委託調査「海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書」、2015年

# (参考) Community Interest Company (CIC)

国 等	イギリス
経緯等	利益や資産を地域の社会的課題解決に投資する新たな法人制度として、The Companies Act 2006により創設（独立した法人格）
要 件	Community Interest Test ✓ 「合理的な人」を基準として、その活動がコミュニティの利益のために実施するものと認められるか（設立目的、活動内容、活動の受益者） ✓ 政治活動目的は不可 ✓ 特定の人又は従業員のみ利益のための活動は不可
法人格付与の主体・手続	Office of the Regulator of Community Interest Companies（登記所内に併設）が、Community Interest Testにより審査（申請が認められない場合はほとんどない）
法人格に伴う制約	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 配当に制限（利益の35%まで）</li><li>➤ 残余財産分配に制限（各社員の払込金額まで）</li><li>➤ 年次CIC報告書の提出（コミュニティの利益に資する活動内容の詳細等を記載）</li><li>➤ 継続的なCommunity Interest Testの遵守</li></ul>
法人格に伴う恩典	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 社会的企業としてのブランドイメージ</li><li>➤ 社会的投資減税制度（SITR）の対象（なお、寄附に係る税制優遇なし）</li></ul> * Community Interest Testを充足する限り、営利活動や一定の配当も可能
数	12,433社

# (参考) Société d'Impact Sociétal (SIS)

国 等	ルクセンブルク
経緯等	European Impact Investing Luxembourg (EIIL: ルクセンブルクに拠点を置く金融関連機関の主導によるシンクタンクで、社会的インパクト投資の発展に向け活動) の提案により、2016年12月に法制化
認証の対象	法人 (営利法人、NPO、財団等)
要件	<p>法人の目的が以下の2つの要件を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 弱者 (経済的・社会的状況によるもの、健康上の理由等により社会的・医療的支援を必要とする者) の支援を実施</li> <li>➢ 次のいずれかへの貢献 (社会的統合の維持・発展、衛生・社会・文化・経済に関する疎外・不平等への対応、ジェンダー平等、地縁的結合の維持・強化、環境保護、文化・創造、職業訓練)</li> </ul>
認証の主体・手続	各法人の申請に基づき、Minister responsible for the social and solidarity economyが認証
認証に伴う制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社会的インパクト目標、KPI、社会・環境評価ツールについて関連当局に報告</li> <li>➢ 事業目的に応じた年次報告書の公開</li> <li>➢ 社会的インパクト監査を受ける</li> <li>➢ 従業員の年間給与は最低賃金の6倍以下</li> <li>➢ 法人目的が達成されていない状態では、通常株式に係る配当は実施できない。社会的インパクト株式に係る収益は配当対象外</li> <li>➢ 解散時の余剰は同一・類似目的のSIS、又は財団・NPOに寄附</li> </ul>
認証に伴う恩典	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社会的インパクト株式を発行可能 (社会的インパクト株式に係る収益は非課税。ただし社会的インパクト創出に向けての再投資が必要)</li> <li>➢ 社会的インパクト株式100%の場合には、寄附税制の対象にもなる</li> </ul>
数	N.A.

(出典) 内閣府委託調査「平成28年度社会的インパクト評価等に関する海外 (欧州) 調査最終報告書」PwCあらた有限責任監査法人、2017年3月 European Impact Investing Luxembourgウェブサイト ( <http://www.impact-investing.eu/download/130/eiil-societe-d-impact-summary.pdf> )  
 ルクセンブルク政府ウェブサイト ( <http://www.guichet.public.lu/entreprises/en/creation-developpement/forme-juridique/societe-capitaux/societe-impact-societal/index.html> )

# (参考) B Corp

国 等	民間認証
経緯等	アメリカに本拠を置く非営利団体B Labが運営する認証制度として、2006年に発足
認証の対象	法人（営利法人）
要 件	B Impact Assessment ➤ 法人の事業が従業員、サプライヤー、コミュニティー、環境に及ぼす影響や、法人のミッション、事業手法、ガバナンスを総合的に評価。最低基準（200点満点中80点）を満たす必要
認証の主 体・手続	B Lab（民間の非営利団体）が、B Impact Assessmentに基づき審査
認証に伴う 制約	➤ 株主以外のステークホルダーの利益（社会・環境）も考慮し経営 ➤ 社会・環境に関するパフォーマンス全体について、第三者基準に基づき年次報告 ➤ B Impact Assessmentの最低基準を継続的に満たす（2年ごとに基準を満たしているかどうかの再審査を実施） ➤ 収益に応じ、年間500～50,000USDの認証料を支払
認証に伴う 恩典	➤ 社会的企業としてのブランドイメージ ➤ 認証主体であるB Labより、マーケティング・資金調達支援等
数	50か国1,914社（日本2社）

（出典）新経済連盟提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」、2017年4月27日  
B Corpウェブサイト（<https://www.bcorporation.net/>）

# (参考) Benefit Corporation

国 等	アメリカ（州単位）
経緯等	非営利団体B Labの働きかけで、2010年にメリーランド州が社会的利益を創出する営利法人の制度として制定
認証の対象	法人（営利法人）
要 件	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 社会・環境に重大な利益をもたらすとの企業目的を定款上に明記</li><li>➤ 社会的利益取締役を設置</li></ul>
認証の主 体・手続	—
認証に伴う 制約	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 株主以外のステークホルダーの利益（社会・環境）も考慮し経営</li><li>➤ 社会・環境に関するパフォーマンス全体について、第三者基準に基づき年次報告（一部の州では不要）</li></ul>
認証に伴う 恩典	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 社会的企業としてのブランドイメージ</li><li>➤ 取締役が株主以外の非営利的ステークホルダーの利益を考慮しても責任追及されないことが明確化</li></ul>
数	31州で関連法成立、7州で準備作業中。5,000社以上

(出典) 新経済連盟提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」、2017年4月27日  
経済産業省委託調査「海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書」、2015年

# (参考) European Social Entrepreneurship Funds (EuSEF)

国等	EU
経緯等	社会的事業及び社会的投資促進の観点から、2013年にEU規則として成立
認証の対象	ファンド
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 投資家からの受託資産の70%以上を社会的事業に投資</li> <li>▶ 上記投資先の要件は次のとおり             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非上場</li> <li>✓ 測定可能かつポジティブな社会的インパクトの達成を第一の目的とする旨を定款で規定</li> <li>✓ 収益を社会的目的達成に用い、収益分配が社会的目的の達成を阻害してはならない</li> <li>✓ 事業内容が、①社会的に不利な者（vulnerable or marginalized, disadvantaged or excluded persons）に対する財・サービスを提供、②社会的目的を具現化（embody）した財・サービスの生産（障害者を雇用しての財・サービスの生産など）、③上記①又は②を行う者に特化した金融支援を実施のいずれかに該当</li> </ul> </li> <li>▶ ファンドマネージャーは利益相反回避の措置を講じる</li> </ul>
認証の主体・手続	各ファンドが本拠とする国の関係当局が、各ファンドマネージャーからの申請に基づき審査（EU全体の横断的管理はEuropean Securities and Market Authorityが担当）
認証に伴う制約	年次報告中に、社会的成果及びその測定方法、その他の投資に係る情報（狙いとした社会的インパクト、投資対象選定基準、リスク、投資価値測定方法）を盛り込む
認証に伴う恩典	投資家に対し、社会的投資ファンドであることを明確化
数	6ファンド（2015年7月時点）

(出典) Social Impact Investment BUILDING THE EVIDENCE BASE (OECD, 2015) ( [http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/ocd/finance-and-investment/social-impact-investment\\_9789264233430-en](http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/ocd/finance-and-investment/social-impact-investment_9789264233430-en) )

European Union Lawウェブサイト ( <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/LSU/?uri=CELEX:32013R0346> ) (ほか)

### 3. 社会的事業の認証等についての 日本での応用

# 日本での応用

- 諸外国等の制度を概観すると、営利企業等による社会的事業の促進のために設けられた新たな法人格、あるいは様々な法人格を前提とする事業の社会性認証制度について、**認証等に当たっての「社会性」の基準は比較的柔軟なものとなっている。その上で、税制優遇等インセンティブの対象とするに当たっては、更に外形的な基準（配当制限等）を付す形となっている（特にヨーロッパの制度）。**
- 日本においては、公益法人制度に代表されるように、税制優遇と引き換えに、事業自体の公益性や財務運営までも含め、極めて厳格な要件を課す仕組みが中心となっているが、その弊害については2017年4月27日の提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」でも指摘したとおり。
- これに対し、米国のL3Cや英国のCICなど、より緩やかな新たな法人格を設けることも考えられるが、既存の制度との関係整理等も含め、制度設計に長い時間を要するおそれが懸念される。
- そこで、まずは**様々な種類の法人格を対象とした社会的事業の認証制度を設ける方向で検討してはどうか\***。なお、この認証制度については、国等によるもの、民間による自発的なものも含め、様々なものが複数存在することが望ましいと考えられる。**その上で、これら複数の認証制度を前提とした減税制度を検討することとしてはどうか。**

\* なお、法人を対象とする認証制度のほか、p.21のEuSEFのような、ファンドを対象とした認証制度も考えられる。

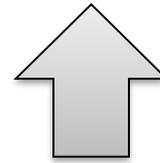
# 日本での応用（つづき）

- 認証制度における「社会的事業」自体の定義については、社会的課題は極めて多様であり、各地域の状況や時系列によっても大きく変化するものであることから、広く読み込めるようなものとする必要がある
  - \* 上記でも触れたとおり、諸外国でも「社会的事業」自体の要件は緩やかなものとなっている。特に、イギリスのCICは、合理的な人を基準として、活動がコミュニティの利益のために実施するものと認められるかどうかという、極めて緩やかな基準を置いており、こうしたものが参考となる。
  - \* 複数の認証制度が並存することのメリットは、このような意味での間口を狭めないということにある。
- 税制優遇等のインセンティブについては、その上で、特に支援が必要となるような対象への重点的支援が可能となるよう、外形的基準（例：資産分配の制限、設置後の年数制限、規模制限等）を置くこととしてはどうか。
  - \* なお、自由民主党の「社会的事業に関する特命委員会 第一次提言」（2017年5月23日）においても、ソーシャルベンチャーの場合、事業が自立に至るまでには通常のテクノロジー・ベンチャー（3年程度）の倍以上の時間がかかるとされており、アーリーステージ以前における支援の必要性は、通常のテクノロジー・ベンチャーに比べても高いと考えられる。また、設置後の年数制限を置く場合にも、上記事情にかんがみ、十分な期間とすべきであると考えられる。

# 日本での応用（イメージ）

税制優遇の対象

税制優遇の対象となる社会的事業



以下の「いずれか」の制度における認証を受けた社会的事業のうち、一定の外形的基準（例：資産分配の制限、設置後の年数制限、規模制限等）を満たすもの

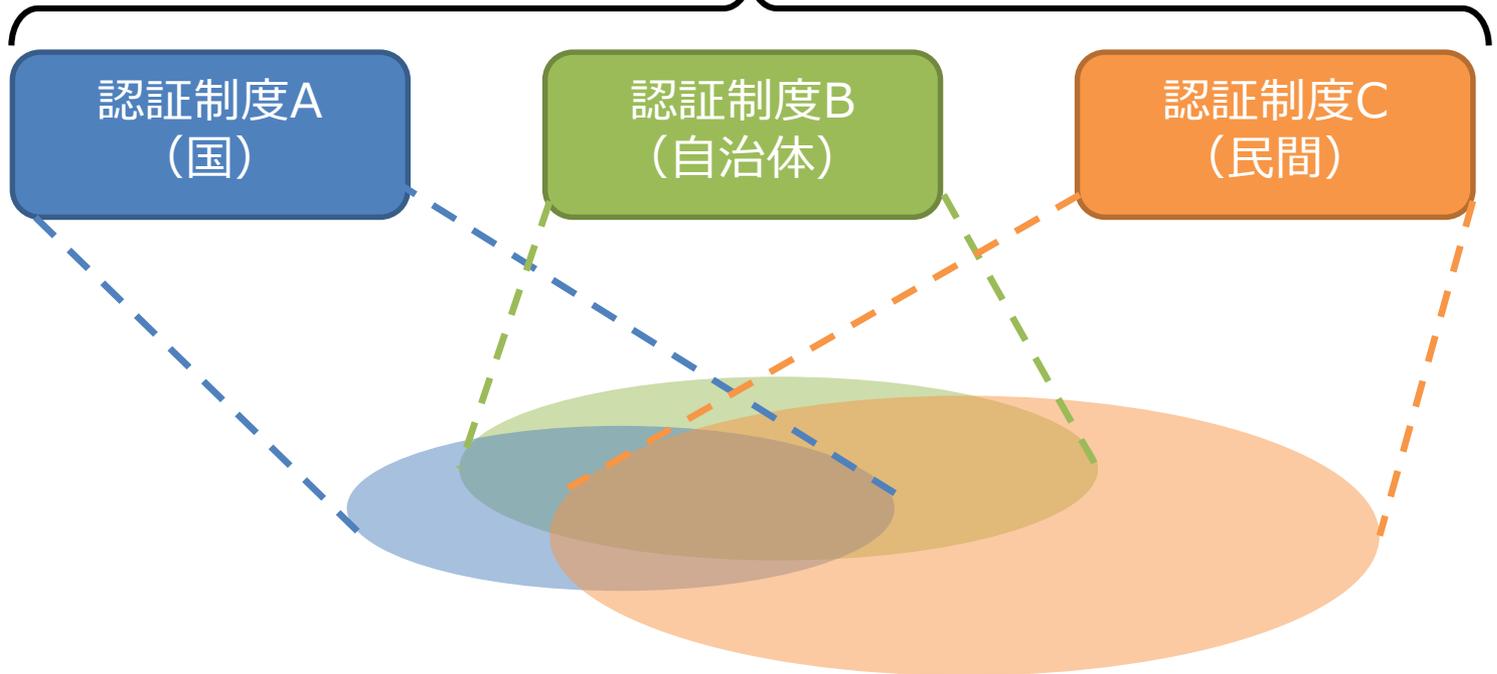
認証制度

認証制度A  
(国)

認証制度B  
(自治体)

認証制度C  
(民間)

対象となる  
社会的事業



\* 各制度ごとに、対象となる社会的事業は、重なる部分もあればそうでない部分もあり得る。

# (参考) 自治体による認証制度の例

- 神戸市では、平成24年度以降、同市内で先進的に実施しているソーシャルビジネスを認証する「KOBEソーシャルビジネスマーク認証」制度を実施
- 認証対象は、
  - ① 事業開始後概ね2年が経過しており、今後成長が期待される事業（ステップアップ事業）
  - ② ビジネスモデルとして確立し、安定的に取り組まれている事業（モデル事業）の2種類であり、認証の有効期間は1年間（上記①、最大2回更新が可能）又は3年間（上記②）
- 認証対象となった社会的事業は、神戸市による広報支援、専門家による経営支援等（上記①）などを受けることが可能



KOBEソーシャルビジネスマーク

# (参考) 自由民主党「社会的事業に関する特命委員会 第一次提言 (要点) 抜粋

- 通常のテクノロジー・ベンチャー事業であれば 3 年程度で出口戦略をとり、本格的成長期に向かうところ、周囲の関係者を巻き込みながら事業モデルを絞り込むソーシャルベンチャーの場合、成功事例を見ても、その倍以上の時間がかかる傾向。
- この「長い時間軸」を乗り切ろうとする間、補助金依存体質に陥らずに、辛抱強く自立化を進められるような環境整備を、どう進めるかが、政策的取組の焦点。

## 創業支援

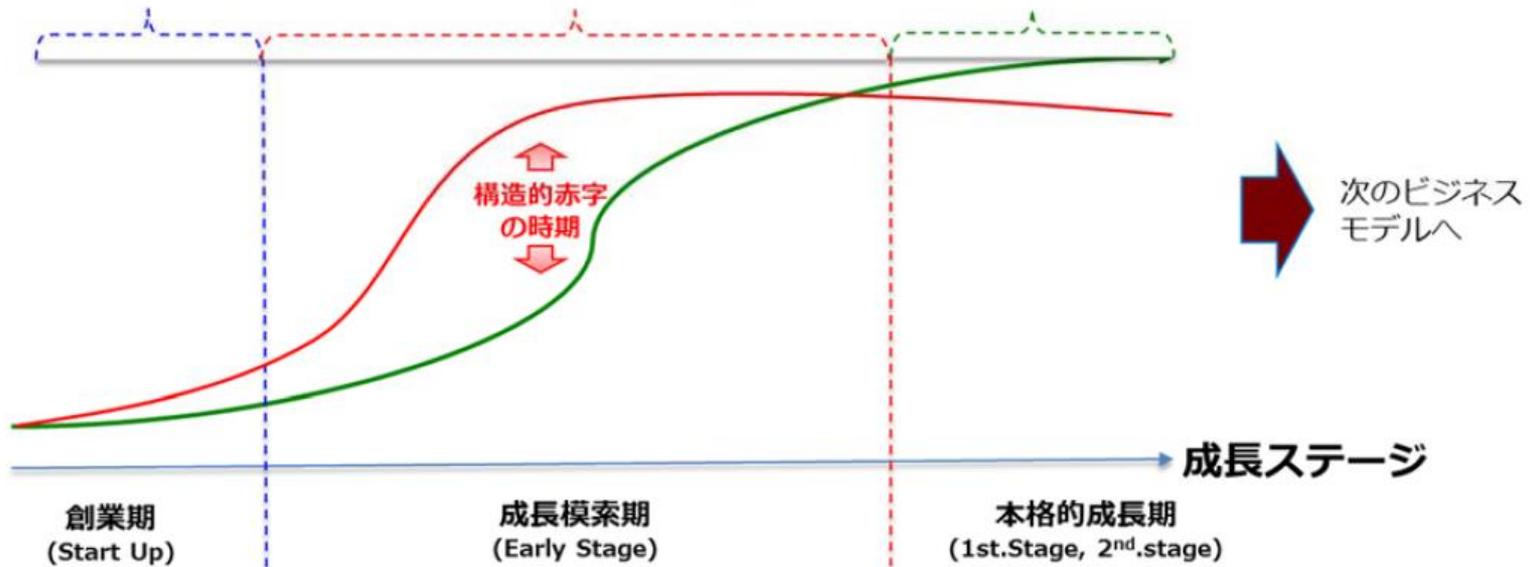
創業のきっかけは意外とつかめる。

## CSVの「死の谷」

構造的にコストが売上げを上回る、構造的赤字の時期。通常の事業より、この時期が長い。

## 自走可能領域

億円単位のキャッシュフローが見えてくる頃には、ビジネスモデルも見付き、安定してくる。



## 4. 社会的事業に対するその他の様々な支援 のあり方

# その他の社会的課題解決促進策について

- 上記のような社会的事業の認証制度 + 投資促進のためのインセンティブの仕組みのほか、別の考え方として、（特定の）社会的課題について、その解決策をコンペティション形式で募り、優れたものに支援を行う方式が考えられる。
- 支援の内容としては、支援対象者に対する直接的な報奨金・助成金の供与、経営支援等のほか、現状では存在しないものの、支援対象者に対する投資促進税制等を組み合わせることも考えられる。
- このようなコンペティションの例として、例えば、2010年に米国オバマ政権（当時）から開始されたChallenge.govの取組、X Prize財団の取組、日本財団による「ソーシャルイノベーター支援制度」などが挙げられる。
- なお、上記のほか、事後的に行われた社会的インパクト評価の結果に基づき、一定以上の成果を挙げているところに対して優遇策を行う考え方もあり得るが、社会的インパクトが具体的にいつどのように発現するかは事業内容やその態様によっても異なり、必ずしも評価手法が一意に定まるものではないこと、評価自体の公正性にも影響を及ぼし得ることから、慎重であるべきと考えられる（少なくとも、当該評価が、第三者により、公正かつ一貫性のある基準で行われたものでなければ、優遇策の前提とすることはできないと考えられる。）。

\* 社会的インパクト評価については、2017年4月27日の提言「ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて」p.42も参照のこと

# (参考) Challenge.govの取組について

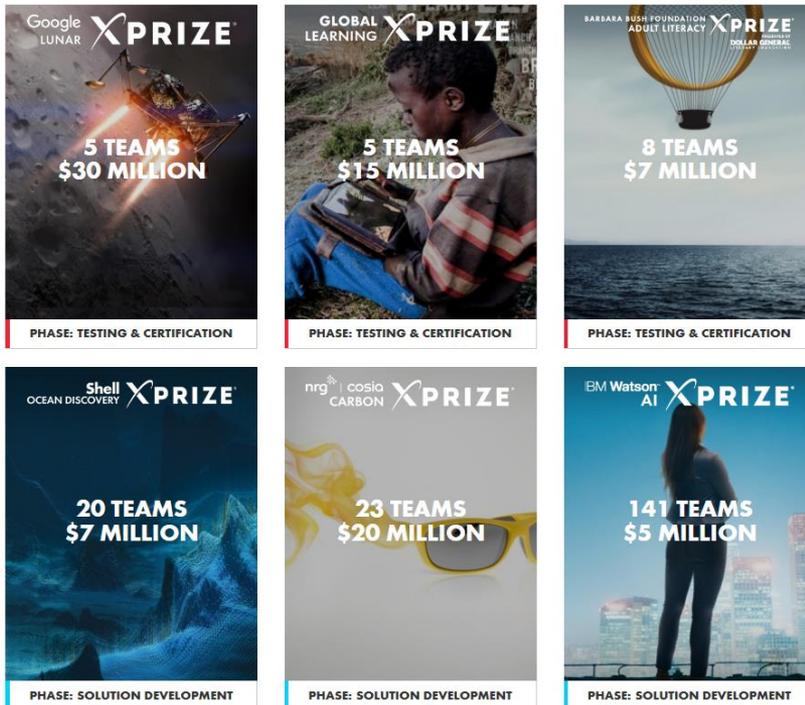
- 2009年の米国イノベーション戦略（Strategy for American Innovation）に盛り込まれ、2010年より開始
- 米国の100以上の政府機関が、解決すべき課題に対する解決策等を一般から広く募集。優れたアイデアに対し賞金を授与することで、社会的課題の解決に向けたイノベーションを促進
- これまで740以上ものプロジェクトで募集が行われ、賞金総額は2億5,000万USドル（約275億円）以上。応募者は25万人以上

The 2017 “\$100,000 for Start a SUD Startup” Challenge	Long-Term Corrosion Protection of Existing Hydraulic Steel Structures – Stage 1	DataApp: A Mobile App Framework for Field Data Capture – Stage 1
 National Institute on Drug Abuse		
\$100,000 in prizes	\$75,000 in prizes	\$30,000 in prizes
Can your research idea can be fostered into a biotech startup	Can you help us beat corrosion, the Grim Reaper of steel structures?	Can you help us create a flexible, extensible, open source app for capturing field data?
Open Until: Dec 08, 2017 Posted by: National Institutes of Health	Open Until: Sep 05, 2017 Posted by: Bureau of Reclamation	Open Until: Jul 06, 2017 Posted by: Bureau of Reclamation

# (参考) X Prize財団の取組について

- X Prize財団は、世界中の様々な社会的課題（衛生的な水の供給、高い質の医療へのアクセス確保、教育、安全かつ廉価の住宅供給、宇宙開発、食糧問題、地球・環境の持続可能性 等）に対し、イノベーションによる解決を目指してコンペティションを実施
- コンペティションに対する応募は世界各国の誰でも可能。応募者の提示したソリューションは実地での効果測定等を経て優秀者が選出され、賞金が授与

## ACTIVE XPRIZE COMPETITIONS



### 左は現在の公募対象の例

- ✓ 月面探査機の開発
- ✓ 開発途上国における子ども向け教材の開発
- ✓ 低リテラシー者のリテラシー向上アプリ開発
- ✓ 海底探査機の開発
- ✓ 排出二酸化炭素を原料とする素材・燃料等の開発
- ✓ AIの活用による社会的課題の解決手法提示など

(出典) X Prize財団ウェブサイト ( <https://www.xprize.org/> )

# (参考) 日本財団「ソーシャルイノベーター支援制度」について

- 各種の社会課題を解決する革新的ビジョンを描くとともに、事業の発展・継続に向けた戦略づくりに取り組む人材を公募
- 審査を経て「ソーシャルイノベーター」として選出された者に対し、**ビジョンや戦略の精緻化等を支援するとともに、事業の立上げ資金を提供**
  - \* 2017年においては、以下の資金を提供
    - ✓ 10組を選出し、それぞれ上限500万円を助成
    - ✓ 特に将来性のある取組を行う者については、最優秀者1組に3年間にわたり上限3億円を、優秀者2組に同じく3年間にわたり上限1.5億円を支援



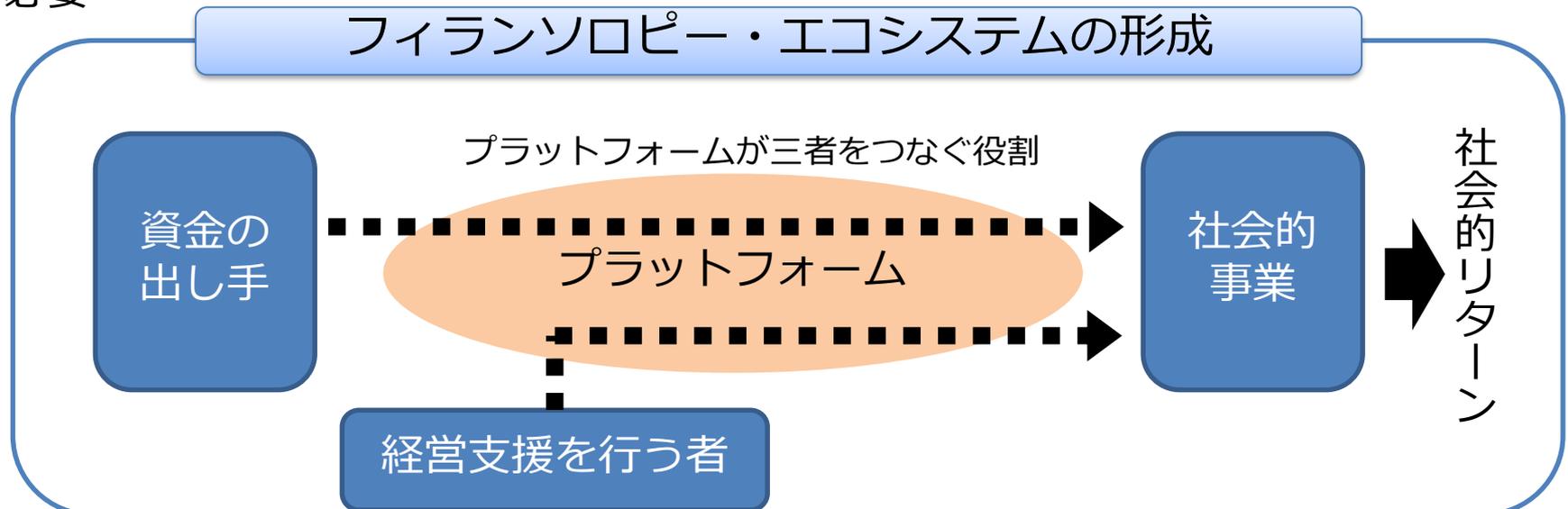
「ソーシャルイノベーター」に選出された者が参加する「日本財団ソーシャルイノベーションフォーラム」の様相（上は2016年のもの）

# プラットフォーム・エコシステム構築の必要性

- 本報告では、高い社会的インパクトを生む社会的事業への資金供給を促進する観点から必要となる、社会的事業の認証制度や税制優遇等のインセンティブに焦点を当てて議論を進めてきた。
- ここで、認証等の対象になる事業は、ある程度の実績があるもの（p.27の図で言えば、真ん中の「成長模索期（Early Stage）」にある事業）が中心になるものと考えられるが、それ以前の創業期（Start Up）の支援も必要
- 創業期（Start Up）においては、支援対象となる事業の将来性を「目利き」によって見出していかなければならない性格が強く、いかにこれを実施していくかが重要
  - \* ソーシャルベンチャーの本質は、イノベティブかつ効果的な手法を用いて社会的課題の解決を図ることにあるが、そもそもイノベーションの内容は事前に予測不能

# プラットフォーム・エコシステム 構築の必要性（つづき）

- 上記の点も含め、より包括的に社会的事業の支援を行っていくには、将来的に、
  - ✓ 資金の出し手、
  - ✓ 経営支援を行う者、
  - ✓ 資金の受け手である社会的事業、のそれぞれをつなぐプラットフォームを整備していくことが求められる。
- 当該プラットフォームの具体的な形態としては、上記各者の情報を検索・閲覧できるシステム等や、ソーシャルイノベーターに特化したピッチイベントなども考えられる。
  - \* なお、システム等は成長模索期（Early Stage）以降、ピッチイベントは同時期以前にある社会的事業について、特に有効であると思われる。
- 将来的には、これにより、「フィランソロピー・エコシステム」を形成していく必要



# (参考) Aavishkaar-Intellectap Groupのエコシステム

- インドを中心に社会的インパクト投資を行うAavishkaar-Intellectap Groupは、グループ内に複数のプラットフォーム機能を有するほか、様々な形態での資金供給、経営支援サービスを行い、全体としてエコシステムを形成している。
  - ✓ Sankalp Forum: 社会的企業にフォーカスした世界最大のフォーラム。400社以上の社会的企業と投資家をつないだ実績
  - ✓ Intellectap Impact Investment Network (I3N): インド初の社会的インパクト投資にフォーカスした23,000人のエンジェル投資家のネットワーク
  - ✓ StartupWave: 遠隔地のスタートアップ社会的起業家がオンラインで参加できるインキュベーション・プラットフォーム



(出典) Aavishkaar-Intellectap Group資料

# (参考) NatWest SE100 Indexを中心とするエコシステム

- イギリスのNatWest SE100 Indexでは、各社会的事業の成長度や、それがもたらす社会的インパクトを、事業セクターや地域ごとに比較可能。また、報告書やブログ等により、個別の社会的事業に関する定性的かつより詳しい情報を知ることが可能
- さらに、社会的事業を投資対象とする投資家（ファンド等）の側についても、投資対象審査の透明性、投資に当たっての社会的インパクトの重視度合い等についてインデックス化がなされている。これらにより、社会的事業側及び投資家側双方の透明性が高まり、両者のマッチングの場として機能
- なお、関連してNatWest SE100 Social Business Clubも組織され、社会的起業家同士の交流やキャパシティビルディングを促進しているほか、毎年、Social Business Awardsを授賞。これらが全体として、社会的事業を支援するためのエコシステムとして機能

RANKING	ORGANISATION	REGION	SECTOR	RANK OVERALL	REGIONAL RANK	SECTOR RANK	IMPACT RATING
1	Babbsa Youth Empowerment Projects CIC (Babbsa)	South West	Education and youth	1	1	1	8
2	We Make Places CIC	North West	Regeneration and community development	2	1	1	7
3	Dezenator	London	Renewables and utilities	3	1	1	5
4	Delivered Next Day Personally C.I.C	Scotland	Transport	4	1	1	9
5	EAT (Employment and Training) Pennines Ltd	North West	Employment and training	5	2	1	2
6	Agent Academy	North West	Education and youth	6	3	2	7
7	Goddard Consultants Coaching Practice Cic		Employment and training	7	0	2	-
8	Bradford Trident	Yorkshire & Humber	Regeneration and community development	8	1	2	1
9	pett miracles	London	Retail (including fair trade)	9	2	1	3
10	Pinkspiration C.I.C	Wales	Education and youth	10	1	3	8
11	Total Reuse	North West	Environment and recycling	11	4	1	9
12	WildHearts Office	Scotland	Retail (including fair trade)	12	2	2	9
13	BRAG Enterprises Ltd	Scotland	Regeneration and community development	13	3	3	2
14	Worth-it Projects	East Midlands	Education and youth	14	1	4	5
15	The Brilliant Cub	London	Education and youth	15	3	5	10
16	Indecent Ideas CIC	South West	Business services / consultancy	16	2	1	9
17	The Wood File Community Interest Company	North East	Employment and training	17	1	3	8
18	Let's Do Business (South East) Group Limited	South East	Business services / consultancy	18	1	2	1
19	Urban	London	Education and youth	19	-	4	-

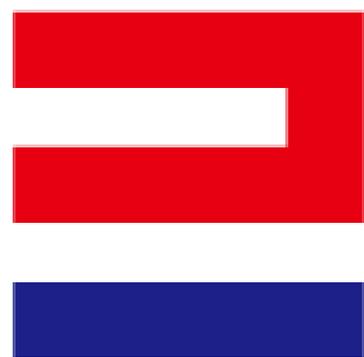
社会的事業のインデックス

INVESTOR	TYPICAL SIZE OF INVESTMENT	TRANSPARENCY*	IMPACT MEASUREMENT**
Big Issue Invest	£50,000 to £1,500,000	4	9
Bridges Ventures LLP	£300,000 to £15,000,000	6	10
CAF Venturesome	£25,000 to £350,000	4	3
Charity Bank	£50,000 to £250,000,000	6	2
Clearly Social Angels	£200,000 to £2,000,000	4	0
Co-operative and Community Finance	Up to £180,000	4	0
Co2Sense C.I.C	£100,000 to £1,000,000	2	1
Impact Ventures UK	£500,000 to £5,000,000	6	9
Key Fund Investments Ltd	£5,000 to £300,000	6	10
Panaphur	Up to £100,000	2	4
RBS Social & Community Capital	£30,000 to £750,000	6	2
Resilient Scotland	£10,000 to £500,000	6	4
Social Investment Business	Up to £1,000,000	4	7
Social Investment Scotland	£10,000 to £1,000,000	5	7
The FSE Group	£200,000 to £1,000,000	4	3
Unity Trust Bank	£150,000 to £10,000,000	6	6

投資家のインデックス

(出典) NatWest SE100ウェブサイト ( <https://se100.net/> )

**Hello, Future!**



**新經濟連盟**

**Japan Association of New Economy**